

集金後はインターネットバンキング（「ゆうちょ Biz ダイレクト」「ゆうちょダイレクト」）を用い、学校で管理していく。

(2) 手続き方法

児童生徒を通して配付する「自動払込利用申込書」に、必要事項を記入のうえ、最寄りの郵便局で自動払込利用の手続きをする。ただし、中学校入学の際には、再度申込をする必要がある。

令和5年度入学予定の1年生（小・中学校）の「自動払込利用申込書」については、新入児保護者会で渡す。また、滑川中学校では、現在、埼玉中央農協を利用しているため、在校生については、新規ゆうちょ銀行の手続きはしない。令和5年度新1年生からゆうちょ銀行への移行を進めていく。

(3) 手数料について

口座振替1件につき10円の手数料がかかる（保護者負担）。学校から業者への教材費などの支払いにつき、振込手数料はゆうちょ銀行同士なら月5回まで無料。他銀行の場合は、165円がかかる。

返金は年度末に一括で、各保護者のゆうちょ銀行の口座へ振込むことができ、その際に1件66円の手数料がかかる（保護者負担）。

当面、特別支援学級は、特別支援学級のみに必要な教材費など、従来どおり現金による集金とする。また、部活動についても同様とする。

また、PTA会費の口座振替についても検討していく。

上記内容から、保護者の負担を極力少なくするため、振替のための口座をゆうちょ銀行に限定する協力を促す。

6 学校徴収金の口座による管理の流れ

